

社会福祉法人 蓮華園定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設 桜が丘学園（施設入所支援・生活介護・自立（生活）訓練）の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園 赤崎青い実幼児園の経営

(ロ) 障害福祉サービス事業 桜が丘学園ケアセンター（共同生活援助）の経営

(ハ) 保育所・島地シティ夜間保育園の経営

(ニ) 保育所・佐世保ステーション保育園の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業 湖畔荘（共同生活援助）の経営

(ヘ) 障害福祉サービス事業 さくら坂（生活訓練・就労継続支援B型事業・就労移行支援事業）の経営

(ト) 障害福祉サービス事業 さくらんぼ（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）の経営

(チ) 障害福祉サービス事業 桜が丘学園（短期入所事業）の経営

(リ) 相談支援事業所 野の花の経営

(ヌ) 障害福祉サービス事業 波佐見授産場（就労継続支援B型事業）の経営

(ル) 幼保連携型認定こども園 江迎青い実幼児園の経営

(ヲ) 幼保連携型認定こども園 御堂青い実幼児園の経営

(ワ) 幼保連携型認定こども園 歌ヶ浦青い実幼児園の経営

(カ) 一時預かり事業の経営

(ヨ) 移動支援事業の経営

(タ) 障害福祉サービス事業 千草野学園（就労継続支援 B 型事業・生活介護）の経営

(レ) 障害福祉サービス事業所 四季ヶ坂療育園（生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス）の経営

(ソ) 江迎青い実幼児園児童クラブの経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人蓮華園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県佐世保市柚木町1279番地1に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を長崎県佐世保市島地町5番10号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の

経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会並びに評議員会及び長崎県に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決

することができない。

- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることが出来ない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く、以下この条において同じ）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、評議員会の意見を聞かなければならない。

3 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第15条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第17条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産と公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長崎県佐世保市赤崎町596番地20、827番地1 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建赤崎青い実幼児園園舎1棟
(1,323.50平方メートル)
- (2) 長崎県佐世保市柚木町1279番地1、1279番地3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 桜が丘学園 園舎1棟 (1,022.39平方メートル)
- (3) 長崎県佐世保市柚木町1279番地1、1279番地3 所在の鉄骨造スレート葺平屋建 桜が丘学園 作業訓練棟1棟
(104.34平方メートル)
- (4) 長崎県佐世保市柚木町1279番1 所在の桜が丘学園の宅地1筆
(4,686.20平方メートル)
- (5) 長崎県佐世保市柚木町1393番3 所在の桜が丘学園の雑種地1筆 (17平方メートル)
- (6) 長崎県佐世保市柚木町1174番2 所在の湖畔荘の宅地1筆
(1,838平方メートル)
- (7) 長崎県佐世保市柚木町1296番 所在の桜が丘学園の田1筆
(158平方メートル)
- (8) 長崎県佐世保市柚木町1279番地1、1279番地3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建 桜が丘学園 生活自立訓練棟1棟
(119.74平方メートル)
- (9) 長崎県佐世保市柚木町1175番2 所在の湖畔荘の雑種地1筆

- (264平方メートル)
- (10) 長崎県佐世保市柚木町1175番4 所在の湖畔荘の雑種地1筆
(274平方メートル)
- (11) 長崎県佐世保市柚木町1176番 所在の湖畔荘の雑種地1筆
(290平方メートル)
- (12) 長崎県佐世保市柚木町1175番3 所在の湖畔荘の雑種地1筆
(228平方メートル)
- (13) 長崎県佐世保市柚木町1429番1 所在の桜が丘学園の田1筆
(136平方メートル)
- (14) 長崎県佐世保市柚木町1272番 所在の千草野学園の宅地1筆
(1,199平方メートル)
- (15) 長崎県佐世保市柚木町1275番 所在の千草野学園の宅地1筆
(522平方メートル)
- (16) 長崎県佐世保市柚木町1178番 所在のさくら坂の雑種地1筆
(333平方メートル)
- (17) 長崎県佐世保市柚木町1268番 所在の桜が丘学園ケアセンターの
宅地1筆 (211平方メートル)
- (18) 長崎県佐世保市柚木町1268番地 所在の木造セメント瓦葺二階建
桜が丘学園ケアセンター1棟 (185.60平方メートル)
- (19) 長崎県佐世保市柚木町1276番 所在の桜が丘学園グラウンドの雑種地
1筆 (1,094平方メートル)
- (20) 長崎県佐世保市柚木町1272番地、1275番地 所在の鉄骨造スレ
ート葺平屋建 千草野学園園舎棟1棟 (535.96平方メートル)
- (21) 長崎県佐世保市柚木町1272番地、1275番地 所在の鉄骨造スレ
ート葺平屋建 千草野学園作業棟1棟 (199.99平方メートル)
- (22) 長崎県佐世保市柚木町1268番地 所在の木造セメント瓦葺二階建
桜が丘学園在宅支援センター1棟 (154.02平方メートル)
- (23) 長崎県佐世保市柚木町1177番 所在のさくら坂の雑種地1筆
(1,104平方メートル)
- (24) 長崎県佐世保市柚木町1267番 所在の桜が丘学園の畑1筆
(1,408平方メートル)

- (25) 長崎県佐世保市柚木町1270番 所在の桜が丘学園の畑1筆
(317平方メートル)
- (26) 長崎県佐世保市柚木町1263番 所在の桜が丘学園の山林1筆
(26平方メートル)
- (27) 長崎県佐世保市柚木町1264番 所在の桜が丘学園の山林1筆
(49平方メートル)
- (28) 長崎県佐世保市柚木町1266番 所在の桜が丘学園の山林1筆
(19平方メートル)
- (29) 長崎県佐世保市島地町18番1 所在の島地シティ夜間保育園の宅地1筆
(112.39平方メートル)
- (30) 長崎県佐世保市島地町26番 所在の島地シティ夜間保育園の宅地1筆
(158.67平方メートル)
- (31) 長崎県佐世保市島地町18番地1、26番地 所在の鉄筋コンクリート
造陸屋根瓦葺4階建 島地シティ夜間保育園園舎1棟
(503.30平方メートル)
- (32) 長崎県佐世保市島地町18番2 所在の島地シティ夜間保育園の屋外遊
戯場の宅地1筆 (128.92平方メートル)
- (33) 長崎県佐世保市島地町19番2 所在の島地シティ夜間保育園の屋外
遊戯場の宅地1筆 (3.30平方メートル)
- (34) 長崎県佐世保市白南風町400番3 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造
1階建 佐世保ステーション保育園301号室 (136.32平方メー
トル)
- (35) 長崎県佐世保市白南風町400番5 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造
1階建 佐世保ステーション保育園303号室 (77.67平方メー
トル)
- (36) 長崎県佐世保市白南風町400番6 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造
1階建 佐世保ステーション保育園304号室 (23.38平方メー
トル)
- (37) 長崎県佐世保市白南風町400番3 所在の佐世保ステーション保育園
の宅地 (敷地権) 1,000,000分の24,370
- (38) 長崎県佐世保市白南風町400番5 所在の佐世保ステーション保育園

- の宅地（敷地権）1,000,000分の13,009
- (39) 長崎県佐世保市白南風町400番6 所在の佐世保ステーション保育園の宅地（敷地権）1,000,000分の4,046
- (40) 長崎県佐世保市柚木町1292番1 所在の桜が丘学園の田1筆（552平方メートル）
- (41) 長崎県佐世保市柚木町1293番 所在の桜が丘学園の田1筆（119平方メートル）
- (42) 長崎県佐世保市柚木町1294番 所在の桜が丘学園の田1筆（201平方メートル 内原野49平方メートル）
- (43) 長崎県佐世保市柚木町1295番 所在の桜が丘学園の田1筆（512平方メートル 内原野33平方メートル）
- (44) 長崎県佐世保市柚木町1274番2 所在の桜が丘学園の畑1筆（350平方メートル）
- (45) 長崎県佐世保市柚木町1174番地2 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建 湖畔荘園舎1棟（666.30平方メートル）
- (46) 長崎県佐世保市柚木町1174番地2、1177番地 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建 さくら坂園舎1棟（280.52平方メートル）
- (47) 長崎県佐世保市柚木町1174番地2、1177番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 さくら坂作業棟1棟（248.43平方メートル）
- (48) 長崎県佐世保市小舟町25番16 所在の千草野学園グループホームの宅地1筆（117.21平方メートル）
- (49) 長崎県佐世保市小舟町25番地16 所在の軽量鉄骨造スレート葺2階建千草野学園グループホーム1棟（95.08平方メートル）
- (50) 長崎県佐世保市柚木町1277番 所在の桜が丘学園の雑種地1筆（591.00平方メートル）
- (51) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1242番 所在の波佐見授産場の宅地1筆（887.00平方メートル）
- (52) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1241番 所在の波佐見授産場の山林1筆（148.00平方メートル）

- (53) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1239番 所在の波佐見授産場の山林1筆(221.00平方メートル)
- (54) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1240番 所在の波佐見授産場の山林1筆(163.00平方メートル)
- (55) 長崎県佐世保市柚木町1318番1 所在の桜が丘学園の雑種地1筆(82.00平方メートル)
- (56) 長崎県佐世保市柚木町1283番2 所在の桜が丘学園の田1筆(244.00平方メートル)
- (57) 長崎県佐世保市柚木町1317番1 所在の桜が丘学園の田1筆(388.00平方メートル)
- (58) 長崎県佐世保市柚木町1310番5 所在の桜が丘学園の田1筆(592.00平方メートル)
- (59) 長崎県佐世保市柚木町1162番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(284.29平方メートル)
- (60) 長崎県佐世保市柚木町1163番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(13.22平方メートル)
- (61) 長崎県佐世保市柚木町1164番 所在の桜が丘学園の原野1筆(72.00平方メートル)
- (62) 長崎県佐世保市柚木町1165番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(23.14平方メートル)
- (63) 長崎県佐世保市柚木町1168番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(323.96平方メートル)
- (64) 長崎県佐世保市柚木町1152番 所在の桜が丘学園の山林1筆(168.00平方メートル)
- (65) 長崎県佐世保市柚木町1153番 所在の桜が丘学園の山林1筆(79.00平方メートル)
- (66) 長崎県佐世保市潮見町507番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(64.00平方メートル)
- (67) 長崎県佐世保市潮見町506番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(16.66平方メートル)
- (68) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1239番2 所在の波佐見授産場

- 雑種地1筆(45.00平方メートル)
- (69)長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字猪狩940番7 所在の波佐見授産場のため池(189.00平方メートル)
- (70)長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字猪狩940番8 所在の波佐見授産場のため池(40.00平方メートル)
- (71)長崎県佐世保市花園町46番4 所在の桜が丘学園の宅地(56.50平方メートル)
- (72)長崎県佐世保市江迎町猪調915番 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(1,247.89平方メートル)
- (73)長崎県佐世保市江迎町猪調916番 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(1,881.74平方メートル)
- (74)長崎県佐世保市江迎町猪調917番 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(607.60平方メートル)
- (75)長崎県佐世保市江迎町猪調918番2 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(503.66平方メートル)
- (76)長崎県佐世保市江迎町猪調922番4 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(196.00平方メートル)
- (77)長崎県佐世保市江迎町猪調922番9 所在の江迎青い実幼稚園の雑種地1筆(282.00平方メートル)
- (78)長崎県佐世保市江迎町猪調915番地、917番地、916番地 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建江迎青い実幼稚園園舎1棟(622.640平方メートル)
- 符号1、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 江迎青い実幼稚園機械室1棟(10.00平方メートル)
- 符号2、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 江迎青い実幼稚園物置1棟(24.84平方メートル)
- (79)長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷1242番地 所在の鉄骨2階建 波佐見授産場 園舎1棟(527.02平方メートル)
- (80)長崎県佐世保市白南風町400番51 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 佐世保ステーション保育園307号室(35.83平方メートル)

- (81) 長崎県佐世保市白南風町400番51 所在の佐世保ステーション保育園の宅地(敷地権) 1,000,000分の7, 038
- (82) 長崎県佐世保市江迎町猪調898番5 所在の江迎青い実幼児園放課後児童クラブの宅地1筆(414.67平方メートル)
- (83) 長崎県佐世保市江迎町猪調898番地5 所在の木造セメント瓦葺平家建江迎青い実幼児園放課後児童クラブ園舎1棟(99.58平方メートル)
- (84) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番1 所在の御堂青い実幼児園の宅地1筆(3,739.87平方メートル)
- (85) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番地1 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建御堂青い実幼児園園舎1棟(952.44平方メートル)
- (86) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番地1 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建御堂青い実幼児園倉庫1棟(20.24平方メートル)
- (87) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦984番1 所在の歌ヶ浦野の花幼児園の宅地1筆(3,373.83平方メートル)
- (88) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦984番地1 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建歌ヶ浦青い実幼児園の園舎1棟(876.69平方メートル)
- (89) 長崎県佐世保市柚木町1161番1 所在の桜が丘学園の畑1筆(87.00平方メートル)
- (90) 長崎県佐世保市柚木町1167番1 所在の桜が丘学園の畑1筆(663.00平方メートル)
- (91) 長崎県佐世保市柚木町1279番5 所在の桜が丘学園の雑種地1筆(46.00平方メートル)
- (92) 長崎県佐世保市万津町41番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(88.21平方メートル)
- (93) 長崎県佐世保市皆瀬町3番1 所在の桜が丘学園の宅地1筆(95.86平方メートル)
- (94) 長崎県佐世保市皆瀬町3番7 所在の桜が丘学園の宅地1筆(16.52平方メートル)

- (95) 長崎県佐世保市皆瀬町7番5 所在の公衆用道路1筆(86.00平方メートル)
- (96) 長崎県佐世保市皆瀬町7番6 所在の桜が丘学園の宅地1筆(393.81平方メートル)
- (97) 長崎県佐世保市皆瀬町22番10 所在の桜が丘学園の宅地1筆(26.63平方メートル)
- (98) 長崎県佐世保市皆瀬町22番11 所在の公衆用道路1筆(15.00平方メートル)
- (99) 長崎県佐世保市皆瀬町23番2 所在の桜が丘学園の宅地1筆(41.46平方メートル)
- (100) 長崎県佐世保市皆瀬町7番地6 所在の鉄骨・木造スレート葺2階建皆瀬作業所1棟(492.94平方メートル)
- (101) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番5 所在の歌ヶ浦青い実幼稚園の宅地1筆(652.18平方メートル)
- (102) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番地5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建歌ヶ浦青い実幼稚園子育て支援センター1棟(279.67平方メートル)
- (103) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番7 所在の歌ヶ浦青い実幼稚園の宅地1筆(349.57平方メートル)
- (104) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番地7 所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建 歌ヶ浦青い実幼稚園物置1棟(43.2平方メートル)
- (105) 長崎県佐世保市皆瀬町6番4 所在の桜が丘学園の宅地1筆(433.00平方メートル)
- (106) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1243番 所在の波佐見授産場の宅地1筆(791.00平方メートル)
- (107) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1247番 所在の波佐見授産場の宅地1筆(326.00平方メートル)
- (108) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1238番2 所在の波佐見授産場の宅地1筆(352.76平方メートル)
- (109) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1243番地、1247番地、1238番地2 所在の木造瓦葺平家建波佐見授産場作業所(220.2

3平方メートル)

- (1 1 0) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番36 所在の御堂青い実幼児園の公衆用道路(130.00平方メートル)
- (1 1 1) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番34 所在の御堂青い実幼児園の宅地1筆(31.89平方メートル)
- (1 1 2) 長崎県佐世保市江迎町猪調898番3 所在の江迎青い実幼児園の宅地(528.80平方メートル)
- (1 1 3) 長崎県佐世保市江迎町猪調898番4 所在の江迎青い実幼児園の宅地(132.79平方メートル)
- (1 1 4) 長崎県佐世保市柚木町1310番1 所在の桜が丘学園の田(513.00平方メートル)
- (1 1 5) 長崎県佐世保市柚木町1316番1 所在の桜が丘学園の田(9.91平方メートル)
- (1 1 6) 長崎県佐世保市鹿町町深江602番19 所在の御堂青い実幼児園保護者駐車場の宅地(324.88平方メートル)
- (1 1 7) 長崎県佐世保市島地町19番1 所在の島地シティ夜間保育園グラウンドの宅地1筆(66.11平方メートル)
- (1 1 8) 長崎県佐世保市島地町21番2 所在の島地シティ夜間保育園グラウンドの宅地1筆(9.91平方メートル)
- (1 1 9) 長崎県佐世保市江迎町猪調898番6 所在の江迎青い実幼児園の宅地1筆(475.35平方メートル)
- (1 2 0) 長崎県佐世保市柚木町1282番 所在の桜が丘学園の田1筆(505.00平方メートル)
- (1 2 1) 長崎県佐世保市江迎町猪調917番2 所在の江迎青い実幼児園の雑種地1筆(92.00平方メートル)
- (1 2 2) 長崎県佐世保市柚木町1274番1 所在の千草野学園の宅地1筆(337.00平方メートル)
- (1 2 3) 佐世保市鹿町町土肥ノ浦109番2 所在の御堂青い実幼児園保護者駐車場の宅地1筆(465.52平方メートル)

- 3 運用財産は、基本財産と公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第5章に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第18条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、長崎県の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構との協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保とする場合。

(資産の管理)

第19条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第20条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第21条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第22条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第23条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第24条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第26条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 日中一時支援の事業

(2) 職場適応支援の事業 (ジョブコーチ支援の事業)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第27条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選

出されたものに帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、長崎県の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、長崎県の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県に届け出なければならない。

第8章 公告の方法とその他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人蓮華園の掲示場に掲示するとともに、電子媒体及び官報または新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	桑	原	良	助	
理事	石	橋	仙	太郎	
	〃	引	地	新	
	〃	山	辺	定	光
	〃	浜	田	昇	
	〃	桑	原	京	子

監 事 近 藤 秀 雄
" 山 辺 ユキノ

附 則

この定款は、平成 4年 9月 22日から施行する。

平成 8年 9月 30日一部改正

平成16年12月 10日一部改正

平成17年 3月 15日一部改正

平成20年 2月 27日一部改正

平成21年12月 24日一部改正

平成23年 8月 18日一部改正

平成24年12月 19日一部改正

平成25年 7月 23日一部改正

平成26年 6月 16日一部改正

平成27年 8月 6日一部改正